平成２５年（フ）第２４４号
北海道旭川市大町２条１丁目６番地の132
債務者　伊藤喜代春
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
北海道旭川市東光13条１丁目４番５号　第２小山マンション103号室
債務者　福田　孝広
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５６号
北海道旭川市永山５条２丁目５番13号
債務者　江藤由紀子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５７号
北海道旭川市錦町13丁目2950番地　コーポ林下２Ｆ６号
債務者　吉田　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８１号
神奈川県海老名市国分南１丁目16番29号　スカイタウン国分103
債務者　富田　敏子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０３号
横浜市都筑区折本町485番地　コンフォース光301
債務者　樋口　　藍
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２７号
横浜市神奈川区白幡西町27番16号
債務者　三輪賢太郎こと　趙　　賢男
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３４号
横浜市西区藤棚町１丁目112番地　コアクレスト藤棚205号
債務者　青野　浩美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３５号
横浜市都筑区池辺町4525番地　第５酒川荘406号
債務者　郡司　善浩
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４７号
北海道旭川市末広東２条３丁目４番17号　フジハイツ207号室
債務者　藤平　　純
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５９号
東京都青梅市藤橋３丁目９番地の22
債務者　粕谷久美江
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１１号
釧路市興津２丁目２番12号
債務者　近野　秀樹
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９号
釧路市星が浦大通３丁目５番32号　伊藤マンション
債務者　米山美恵子（旧姓高崎）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２号
釧路市鳥取北10丁目16番８号
債務者　阿部　雅生
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２３５号
岡山市北区牟佐811番地６
債務者　赤澤佳代子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部